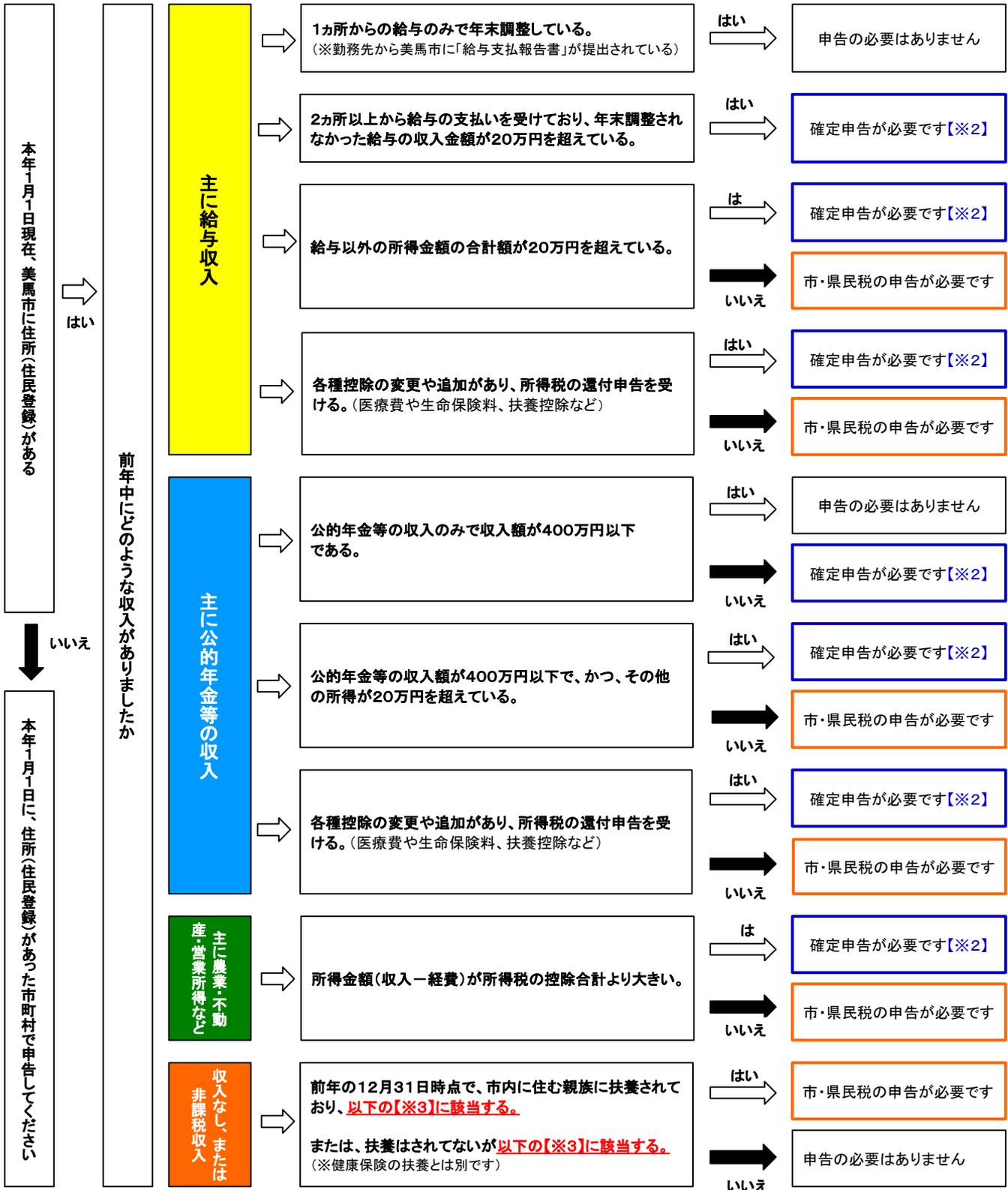


# 申告簡易診断チャート

市・県民税の申告が必要かどうか、次のフローチャートで診断できます。  
このフローチャートは、申告が必要かどうかを簡易的に診断するためのものです。

スタート



【※1】 非課税収入とは、遺族年金、障害年金、雇用(失業)保険、傷病手当などです。

【※2】 次に該当する方は、**市役所で受付できませんので協町税務署で確定申告をしてください。**

- 青色申告、損失申告、雑損控除の申告
- 土地建物、株式等の譲渡所得の申告
- 譲渡損失、配当所得、消費税の申告
- 住宅借入金等特別控除(初年度)の申告
- 準確定申告(亡くなられた方)
- 海外に居住している人を扶養とする申告

【※3】 次に該当する方は**保険料等の算定や軽減措置の判定ができないため市・県民税の申告が必要です。**

- 国民健康保険の加入者及びその世帯主の方
- 後期高齢者医療制度の加入者及びその世帯の方
- 介護・障がい福祉サービス等を利用している方及びその世帯の方
- 国民年金保険料の免除申請をする方及びその世帯の方
- 保育所、認定こども園等に入所しているお子さまのいる方
- 奨学金や就学援助制度を利用する方
- 前年中に課税収入(所得)がなかったという内容の非課税証明書を取得する予定のある方 等  
(課税収入(所得)が0円であったという証明)